

災害関連法の指定について

1. 法令に基づく指定（案：基礎評価の項目とする）

1.1 土砂災害防止法に基づく指定（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）

土砂災害警戒区域は、国土交通省が設けた地形などの基準に沿ってリストアップした「土砂災害危険箇所」の中から都道府県が定めたもので、より危険性が高いと判断された区域は「特別警戒区域」に指定されます。土砂災害警戒区域は開発行為等の規制がありませんが、土砂災害特別警戒区域は規制があります。

(1) 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

開発行為等は規制されませんが、宅地建物取引業者は当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

(2) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1.2 砂防法に基づく指定（砂防指定地）

砂防指定地は、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した区域で、土地の造成や建物の建築などの一定行為を行うには、兵庫県知事の許可が必要です。

1.3 地すべり等防止法に基づく指定（地すべり防止区域）

地すべり防止区域は、現に地すべりが発生している区域または発生する恐れが大きい区域でかつ公共の利害に密接な関係があるとして指定を受けた区域をいいます。土地の造成や建物の建築などの一定行為を行うには、兵庫県知事の許可が必要です。

1.4 急傾斜地法に基づく指定（急傾斜地崩壊危険区域）

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が30度以上である土地に設定される区域で、土地の造成や建物の建築などの一定行為を行うには、兵庫県知事の許可が必要です。

1.5 水防法に基づく指定（洪水浸水想定区域）

洪水浸水想定区域は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことです。開発行為等の規制はありません。

1.6 河川保全区域

河川区域に隣接する一定の区域で、堤防や護岸、水門等の河川管理施設を保全するために河川管理者の指定によって一定の行為が制限されます。河川管理者は、一級河川では国土交通大臣、二級河川では都道府県知事、準用河川については市町村長となります。

2. 法令に基づかない指定（案：比較評価の項目とする）

以下の地区等は、法令に基づいて指定されたものではなく、開発行為等の規制はありません。

2.1 山地災害危険地区

山地災害危険地区は、地質や地形等から一定の基準以上の危険度であると判定した地区のことで、災害の発生形態等によって「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分されます。

2.2 山地災害危険区域

山地災害危険区域は、上記の山地災害危険地区と被害想定区域の両方をまとめて表示した区域のことです。

2.3 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、国土交通省（当時は建設省）の調査要領・点検要領により都道府県が実施した調査で判明した土砂災害のおそれがある箇所を図上から想定した箇所です。

指定状況	法令に基づく指定	開発行為等についての規制	所管官庁
土砂災害警戒区域	○	無	国土交通省
土砂災害特別警戒区域	○	有 (都道府県知事の許可が必要)	国土交通省
砂防指定地	○	有 (都道府県知事の許可が必要)	国土交通省
地すべり防止区域	○	有 (都道府県知事の許可が必要)	国土交通省
急傾斜地崩壊危険区域	○	有 (都道府県知事の許可が必要)	国土交通省
洪水浸水想定区域	○	無	国土交通省
河川保全区域	○	有 (河川管理者の許可が必要)	国土交通省 兵庫県 各町長
山地災害危険地区 ・山腹崩壊危険地 ・崩壊土砂流出危険地区 ・地すべり危険地区	×	無	林野庁
山地災害危険区域	×	無	兵庫県
土砂災害危険箇所	×	無	兵庫県